

食のちばの逸品を発掘2024募集要領

1 趣旨

千葉県産農林水産物を主たる原料とする加工食品で埋もれた逸品を発掘し、商品力向上や販路拡大を支援することで、地域の農林水産業及び食品産業の活性化に役立てることを目的に、「食のちばの逸品を発掘2024」コンテストを開催する。

2 主催

ちばの「食」産業連絡協議会、千葉県

3 後援

公益社団法人千葉県園芸協会（千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター）、一般社団法人千葉県農業協会、一般社団法人千葉県農業会議、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会

4 募集内容

千葉県内に本社、事業所等を置く団体・企業又は個人（以下「応募者」）が製造した、千葉県産農林水産物を主たる原料とした加工食品で、量販店、百貨店、インターネット、直売所等での販売により千葉の名物を目指す商品を募集する。

応募に当たっては、自薦・他薦を問わないが、他薦の場合、推薦者（市町村、関係団体、道の駅、直売所等）は必ず応募者の同意を得ることとし、各推薦者からの推薦は1商品までとする。

（1）応募要件

ア 応募者について

- 千葉県内に本社、事業所等を置く団体・企業又は個人であること。
- 食品の衛生的な取扱いについて理解していること（例：「公衆衛生上必要な措置」の基準など）。

【参考 URL（厚生労働省ホームページ）】：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

イ 商品について

- 商品の特徴づける原材料が千葉県産であること。
例) ピーナツサブレの場合：主原料の小麦粉は県外産でも落花生が県産であれば可。
- 開封して、そのまま食べられるもの（常温、冷蔵・冷凍は問わない）であること。ただし、電子レンジや湯せん加熱により食するものは可とする。
- 生産管理体制や品質管理体制等、食味について安定した品質を確保できる体制を整えていること。
- 販売体制（販売時期等）が整っていること。
- 食品表示法（食品衛生法、健康増進法、JAS法のうち食品の表示に係る規定を一元化した法律）及び計量法等、関係法規に違反しないものであり、旧食品衛生法及び旧健康増進法に関する食品表示について関係機関（最寄りの保健所）等への確認を行っているもの。
- 過去に国、県又は県以上の区域を単位として構成される団体が主催する、

① 食に関連するコンテストで入賞

② 食に関連する認定制度による認定

③ 食に関連する推奨制度による推奨

を受けていないこと（埋もれた商品の発掘がコンセプトのため、既にコンテストでの入賞実績等のある商品は対象外とする）。

ウ 本コンテストの趣旨を理解し、受賞した場合は、情報の提供やサンプル提供及びPRイベント等（令和6年3月中旬頃）に参加できること。

エ 予備審査（応募要件の適否）を通過した場合は、一般審査員による一次審査（食味審査を含む）を行うので、指定日に指定場所まで試食用サンプルを送付できること（おおむね1週間前に連絡する）。

オ 一次審査を通過した場合は、令和5年11月21日（火）に千葉市内において最終審査会を実施するので、試食用サンプルを提供するとともに、最終審査会に参加できること。

（2）応募料

無料（ただし、商品代や送料等の審査に要する経費は応募者又は推薦者の負担とする。）

5 応募方法

千葉県ホームページから応募票をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにてご応募ください。

（1）応募締切

令和5年9月22日（金）午後5時【必着】

（2）応募票のダウンロード先

千葉県ホームページ

（ホーム > 各種公募・募集情報 > 作品・アイデア等募集 > 該当ページ）

（3）応募票の送付先（電子メールアドレス）

3085hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

〔千葉県農林水産部流通販売課 販売・輸出促進室
食のちばの逸品を発掘2024参加商品募集係（担当：柳）〕

※ 応募票を受信した場合は、メールを返信します。応募期限の翌開庁日（9月25日（月））の正午までに返信メールが届かない場合は、応募メールが届いていない可能性があるため、お問い合わせください。

※ 電子メールが使用できない方はご相談ください。

6 審査及び表彰

（1）審査

予備審査、一次審査及び最終審査とする。

○予備審査は書類審査とし応募要件等を審査する。

○一次審査は、一般審査員（20～30名程度）により食味及び商品コンセプト（その商品ならではの特徴、千葉らしさやこだわり、ストーリー性等）を審査する。

同一応募者が2品以上を応募する場合、1次審査通過は1品のみとする。

○最終審査は、ちばの「食」産業連絡協議会が委嘱する審査会（流通関係者、学識関係者及び技術関係者等で構成）が実施する。最終審査では、

- ①県産材料の利用度、②販売ターゲット、③包装デザイン、④技術、⑤食味、⑥生産販売体制、⑦市場性、⑧社会性の各項目について配点方式による採点で審査する。

(2) 表彰

金賞、銀賞及び銅賞の各入賞商品を決定し、ちばの「食」産業連絡協議会から賞状を授与する。ただし、各賞にふさわしい商品がない場合は、当該賞は該当なしとする。また、審査員が特に必要と認める場合は、別途賞を設ける場合がある。

7 入賞商品に対する支援

入賞商品については、入賞後1年間に下記の支援を行う。

(1) PR機会の提供

マスメディア等への商品情報提供、千葉県ホームページへの掲載、千葉県PRイベントへの優先出展等

(2) 販売機会の提供

県関係商談会、イベント等への優先出展等

(3) 商品力向上のための助言

8 応募に当たっての注意点

- (1) 応募者又は推薦者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者又は推薦者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを応募時に申し出ること。

万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者又は推薦者自身の負担と責任において対応すること。

- (2) 応募できる商品数は、1応募者につき3品目までとする。
- (3) 商標権の権利侵害等の問題が生じたときや関係法令に違反する事実が認められたときなど、入賞商品としてふさわしくないと認められるときは、授賞を取り消す場合があります。

9 応募者情報の取扱い

- (1) 本コンテストの実施及び入賞商品の販売支援に係る目的の範囲内で使用し、それ以外の目的には使用しない。
- (2) 入賞商品の参加者名及びその連絡先は公表する。その他の情報は、応募者又は推薦者の同意なく第三者には開示しない。

10 その他

- (1) 応募票7添付資料を参考に、旧JAS法に係る食品表示や景品表示法、計量法等に関する表示については、県関係機関で確認をします。
確認結果については、最終審査終了後、通知します。
- (2) 一次審査の審査員コメントについても、最終審査終了後に送付します。
- (3) 社会情勢により、一次審査、最終審査及び表彰式の日程が変更又は中止となる場合がありますので御了知願います。

11 お問い合わせ先（受付時間：午前9時～午後5時（閉庁日は除く））

千葉県農林水産部流通販売課 販売・輸出促進室

食のちばの逸品を発掘2024参加商品募集係（担当：柳）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-3085 / FAX 043-227-8307

電子メール 3085hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/ippinn/index.html>